

氏名 _____

令和8年7月13日実施 東北運輸局（各都市共通）

法令試験問題

解答用紙

問 1

①		②		③		④		⑤	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

問 2

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	

令和8年7月13日 東北運輸局法令試験問題

(各都市共通)

(注釈)

試験問題中「個人タクシー事業」等の語句の意味は、それぞれ次のとおりとする。

- ・ 「個人タクシー事業」… 一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシー）
- ・ 「事業者」… 一般乗用旅客自動車運送事業者（１人１車制個人タクシー）
- ・ 「タクシー」… 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車

問１．次の法令等の（ ）にあてはまる適切な語句を下欄から選んで、解答欄にその記号を記入して下さい。

道路運送法 第十一条

一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

２ 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしてなければならない。

- 一 公衆の正当な（ ① ）を害するおそれがないものであること。
- 二 少なくとも運賃及び料金の（ ② ）並びに一般旅客自動車運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

３ 国土交通大臣が一般旅客自動車運送事業の種別に応じて標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、当該事業を（ ③ ）する者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

道路運送法 第十四条

一般旅客自動車運送事業者は、運送の申込みを受けた順序により、旅客の運送をしなければならない。ただし、（ ④ ）を運送する場合、一般乗合旅客自動車運送事業について運送の申込みを受けた順序による旅客の運送を行うことにより輸送の（ ⑤ ）が著しく低下する場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

ア 合理性	イ 発達	ウ 身体障害者	エ 遂行
オ 安全	カ 実績	キ 創設	ク 急病人
ケ 生活	コ 権利	サ 利益	シ 収受
ス 高齢者	セ 経営	ソ 納付	タ 割増
チ 効率	ツ 申請		

問2. 次の記述のうち、適切なもの正しものには○を、適切でないもの誤っているものには×を、回答欄に記入して下さい。

1. 道路運送法の目的には、公共の福祉を増進することが含まれています。
2. 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当しません。
3. 個人タクシー事業は、道路運送法の「特定旅客自動車運送事業」に該当します。
4. 一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、営業区域、営業所の名称及び位置などを定めなければなりません。
5. タクシーの運賃料金メーター器が故障したため新しいメーター器に変更する場合、運賃及び料金の変更認可の手続きは必要ありません。
6. 道路運送法の規定では、運賃又は料金の割り戻しはやむを得ない事由があっても禁止されています。
7. 個人タクシー事業者は、夜間、繁華街において、付近に他のタクシーがいる場合に限って、近距離の運送の申し込みを断ることができます。
8. 営業区域外で旅客から運送の申込みを受けた場合、当該旅客の着地が営業区域内であるかどうかを確認し、営業区域内であれば運送しても道路運送法違反ではありません。
9. 個人タクシー事業の譲渡及び譲受の場合に限っては、譲渡譲受契約があれば道路運送法に規定する手続きは必要ありません。
10. 一般乗用旅客自動車運送事業者が道路運送法に基づく命令に違反したときは6月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命ぜられることがあります。
11. 個人タクシー事業者は、使用している事業用自動車が故障等により使用できなくなった場合、一時的に自家用自動車を使用して、事業を行うことができます。
12. 地方運輸局長は、道路運送法の規定で、法律の施行に必要な限度において一般旅客自動車運送事業者に事業に関する報告をさせることができるとされています。

13. 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域は、輸送の安全、旅客の利便等を勘案して、事業者が定める区域を単位としています。
14. 一般乗用旅客自動車運送事業の運送約款には、運送の引受けに関する事項等を定めることが必要ですが、運送責任の始期及び終期については定める必要はありません。
15. 一般旅客自動車運送事業者の譲渡及び譲受が終了した場合、その旨を行政庁に届け出る必要はありません。
16. 旅客自動車運送事業運輸規則には、事業者間の活発な競争を促進することが、その目的として規定されています。
17. 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければなりません。
18. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、12歳未満の小児だけの旅客も運送することができます。
19. 業務記録には、休憩した場合の記録は不要です。
20. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければなりません、個人タクシー事業者はその適用が除外されます。
21. タクシー運転者が、旅客の現在するタクシーを運行中、当該自動車の重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認められたときは、直ちに、運行を中止しなければなりません。
22. タクシー運転者が、乗務の終了等のため車庫又は営業所に回送しようとする場合には、回送板を掲出する必要はありません。
23. 個人タクシー事業者は、旅客自動車運送事業等報告規則の規定により「事業報告書」を毎事業年度の経過後百日内に、「輸送実績報告書」を毎年5月31日までに提出しなければなりません。
24. 輸送実績報告書の事故件数は重大事故件数のみ記載することとなっています。

25. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、天災により運行を中止したことによって旅客が受けた損害についても、事業者には賠償責任があることが規定されています。
26. 期限更新日において年齢が満65歳以上の個人タクシー事業者は、当該期限更新の申請前に、旅客自動車運送事業運輸規則に定めるところによる高齢者に対する適性診断を受診しなければなりません。
27. 個人タクシー事業の許可期限の更新申請書には、自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書を添付すれば自動車運転免許証の写しの添付の必要はありません。
28. 身体障害者割引及び遠距離割引の割引条件に該当する場合は重複して適用するものとしますが、身体障害者割引及び知的障害者割引の割引条件に該当する場合は割引の重複はできません。
29. 自動車の使用の本拠の位置に変更があった場合、道路運送車両法の規定に基づきその事由があった日から15日以内に変更登録の申請をしなければなりません。
30. 登録自動車の所有者は、当該登録自動車が滅失したときには、永久まっ消登録の申請をしなければなりません。
31. 事業用自動車の自動車検査証の有効期間は1年とされていますが、個人タクシーの事業用自動車に限っては2年とされています。
32. 自動車には、国土交通省令の定めにより検査標章が表示されていれば、自動車検査証を当該自動車に備え付ける必要はありません。
33. 死亡事故を起こしても被害者側と示談が成立する見込みがある場合又は直ちに示談が成立した場合は、自動車事故報告規則の規定に基づく報告書の提出は、行わなくてもかまいません。
34. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、自動車事故報告規則の規定に該当する自動車事故を引き起こした場合、30日以内に自動車事故報告書を提出しなければなりません。個人タクシー事業者は、1年分をまとめて提出してよいこととなっています。
35. 個人タクシー事業者は、当該事業用自動車の両側面に「個人」及び「タクシー」又は「TAXI」と表示しなければなりません。

令和8年7月13日実施 東北運輸局

法令試験問題模範解答

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策課にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

問 1

①	サ	②	シ	③	セ	④	ク	⑤	チ
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

問 2

1	○ 運1	2	× 運2	3	× 運3	4	○ 運施4	5	○ 運9-3
6	○ 運10	7	× 運13	8	○ 運13	9	× 運36	10	○ 運40
11	× 運78	12	○ 運94	13	× 運施5	14	× 運施12	15	× 運施66
16	× 輸1	17	○ 輸3	18	○ 規定なし	19	× 輸25	20	× 輸47
21	○ 輸50	22	× 輸50	23	○ 報告2	24	× 報告様式	25	× 約款9
26	○ 期限更新	27	× 期限更新	28	○ 運賃制度	29	○ 車12	30	○ 車15
31	× 車61	32	× 車66	33	× 事故2+3	34	× 事故2+3	35	○ 特施29

■ 新型設問はありません。

■ 4、18 はそれぞれ運送法5条・運輸規則13条扱いのようですが、ここでは全個協解釈に従っています。